

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 7 月 1 8 日（諮問第 1 6 7 号）

答申日：令和 6 年 4 月 1 7 日（答申第 1 6 7 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和 5 年 1 月 3 0 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「建築指導課 平成 2 1 年～平成 3 4 年末迄の〇〇区〇〇の共同住宅二階建に隣接する住宅三棟が、境界を越えて建築基準法違反し、接近し、又、建物が老朽化し、崩れ落ちる危険性がある請求者の指摘に対し、役所が所有者に対する指導の内容と回答及びその関係書類一切。」

を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、北九建都指指第 2 4 5 6 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った存否応答拒否及び不開示の処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 〇〇区〇〇の共同住宅二階建に隣接する住宅三棟（以下「本件建物」という。）の所有者は建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に違反している者であり、審査請求人は何度も市建築指導課に対して是正指導を求めてきたが何ら改善されず、隣接する建物所有者である審査請求人の利益を害してきた。
- (2) 本件建物の所有者に保護すべき利益は存しない。
- (3) 令和 4 年 1 2 月 1 4 日には、本件建物からの出火により、審査請求人所有の建物も全焼する被害に遭っており、本件対象文書の開示はその解決のためにも必要であるから、本件処分により審査請求人は権利を侵害されている。
- (4) したがって、本件対象文書については、条例第 9 条にいう「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するため、開示するべきである。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 5 年 1 月 17 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月 30 日付けで条例第 10 条第 1 項の規定により文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する不開示決定を行ったところ、これを不服として同年 5 月 5 日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 争点は、本件対象文書が、その存否を答えること自体が条例第 7 条第 1 項にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かである。
- (2) 本件対象文書は、特定の建物の所有者に対して行政指導を行った際に作成する指導文書等であり、当該文書の存在の有無を明らかにすることは、当該建物所有者へ指導を行ったか否かを明らかにすることにつながる。
- (3) 通常、行政庁が個人に対して指導を行う場合とは、当該個人が何らかの法令等に違反した場合であり、指導を受けた事実が明らかになった場合、当該個人の社会的信用・評価が低下し、当該個人の名誉権を侵害する可能性が高い。
- (4) なお、建築基準法第 9 条の規定による命令を行った場合は公示しなければならないが、全ての事案において当該規定が適用されるわけではないため、条例第 7 条第 1 号アは該当しない。
- (5) 処分庁は過去の事例に沿い本件処分を行っており、条例第 15 条第 1 項の規定により本件建物所有者に意見照会を行わなかったことに瑕疵は存しない。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 7 月 18 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 10 月 5 日 審議
- ③ 令和 5 年 11 月 13 日 審議
- ④ 令和 5 年 12 月 11 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 6 年 1 月 23 日 審査請求人からの意見聴取、審議

- ⑥ 令和 6 年 2 月 22 日 審議
- ⑦ 令和 6 年 3 月 21 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 条例第 10 条第 1 項の規定による存否応答拒否について

処分庁は、条例第 7 条柱書の規定により、同条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する場合を除き開示の義務を負っており、通常、開示請求に対しては、行政文書の存否を明らかにした上で開示決定等をするべきであるところ、その例外が条例第 10 条第 1 項に該当する場合である。

条例第 10 条第 1 項は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。この規定は、開示請求に係る行政文書の実際の有無に関わらず、開示請求された行政文書の存否について回答することが、不開示情報を開示することとなる場合に、その存否を明らかにすることなく開示請求を拒否することができることとしている。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにすること自体が、条例第 7 条第 1 号にいう個人に関する情報を開示することとなるかどうかについて、以下検討する。

なお、条例第 10 条第 1 項を適用する場合には、行政文書が存在するときのみ拒否し、不存在の場合にはその旨の回答をしてしまうと、行政文書が存在していることを類推させることになるため、行政文書の存否に関わらず、常に存否を明らかにしないで拒否する必要がある。

### 2 本件対象文書の条例第 10 条第 1 項該当性について

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、審査請求人所有の建築物に隣接する住宅三棟について、審査請求人が処分庁に対して行った指摘を受けて、処分庁が行った本件建物所有者への指導内容である。

当審査会が処分庁に確認したところ、通常、建築物についての通報等があったときには、担当職員は通報のあった建築物について現地調査を行ったうえで、指導の対象となるかどうかを判断し、必要があった場合には是正指導を行うとのことであった。そうすると、通報のあった建築物が実際に建築基準法に違反しているか否か又は違反していなくても老朽化等のため指導が必要となる

ものか否かは、実際に現地調査を経ての判断となり、その判断内容には、当該建築物所有者の建築基準法違反の有無又は指導対象となる建築物を所有しているか否かといった当該建築物所有者に関する情報を含んでいるといえる。

(2) 条例第 7 条第 1 号該当性について

条例第 7 条第 1 号本文は「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」をいうとしている。

仮に、本件対象文書が存在するとした場合、本件対象文書に含まれる可能性があるものは、本件建物所有者が建築基準法に違反しているか否か、又は指導対象となる建築物を所有しているか否かという情報である。本件建物所有者が誰であるかは近隣の者であれば当然に知っていることであり、知らなくても不動産登記を確認するなどの方法で知り得ることができる情報であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるといえる。

しかしながら、条例第 7 条第 1 号は、ただし書きでその例外となる場合を規定しているため、これらの場合の該当性を検討する必要がある。

ア 条例第 7 条第 1 号ア該当性について

条例第 7 条第 1 号は、その例外としてまず「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を挙げている。法令等により何人に対しても等しく当該情報を公開している場合など誰しものが手に入れることのできる情報であれば、不開示とする利益がないため、こういった場合には不開示情報から除外され、開示の対象となる。

さて、本件対象文書に含まれる可能性がある情報について検討すると、建築基準法第 9 条第 1 項又は第 10 項の規定による命令を行う場合には、同条第 13 項の規定により「標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない」とされている。そのため、本件対象文書がこの公示対象となる命令を発したものであれば、当然に条例第 7 条第 1 号非該当となるものであるが、処分庁によると、本件建物に対する通報を受けての対応は、少なくとも建築基準法第 9 条第 1 項の規定による措置命令を発したものではないとのことであるため、これに該当しない。なお、同第 10 項については、工事中の建築物に対する施工停止の命令についての規定であるので、そもそも該当しない。

他に適当な法令等は存しないため、本件対象文書に含まれる可能性がある情報は条例第 7 条第 1 号アには該当しないと判断する。

イ 条例第 7 条第 1 号イ該当性について

条例第 7 条第 1 号不開示情報の例外として、次に「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が掲げられている。これは、個人に関する情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と、これを公にしないことにより保護される当該個人の権利利益を比較衡量し、前者の権利利益を保護することの必要性が後者の権利利益を保護することの必要性を上回ると認められる場合には不開示情報から除外され、開示の対象とするものである。

本件対象文書に含まれる情報には、建築基準法違反の建築物か否か、又は違反ではなくても指導の必要がある建築物か否かが含まれており、仮に重度の建築基準法違反の建築物であった場合に、これの開示が本件建物の近隣住民の生命、健康、生活又は財産の保護に寄与することも考えられる。しかし、是正指導に応じず、かつ近隣への危険性を大いに孕んだ状態にある建築物であれば、公示を義務付けられている建築基準法第 9 条第 1 項の規定による措置命令を発していると思われる。

一方で、個人に対して行政庁が行う指導は、一般的に当該個人が何らかの法令等に違反した場合であることに鑑みると、行政庁から指導を受けたとの情報が他者に開示されることで、当該個人の社会的信用・評価を低下させ、当該個人の名誉権を害するおそれが生じると考えられる。

そのように考えると、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が、本件建物所有者の社会的信用・評価を保護する必要性を超えるとまではいい難く、本件対象文書に含まれる情報は条例第 7 条第 1 号イには該当しないというべきである。

#### ウ 条例第 7 条第 1 号ウ該当性について

最後に挙げられているのは、「当該個人が公務員等（略）である場合」であるため、本件処分において問題となっている本件対象文書の主な内容とはかかわりが無い。そのため、条例第 7 条第 1 号ウ該当性については特に触れないこととする。

#### エ 小括

以上のことから、本件対象文書に含まれる情報は、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に該当する。

- (3) 上述したとおり、本件対象文書は、特定の建築物に係る当該所有者に対する指導の必要性の有無、指導した場合にはその内容等を示すものであり、これは条例第 7 条第 1 号に掲げる不開示情報に該当するものである。

仮に、本件対象文書を処分庁が保有していたとして、本件対象文書の存在を明らかにすると、「本件建物は何らかの指導を必要とするものであった」との事実が開示されることとなる。逆に、本件対象文書を処分庁が保有していないと

して、本件対象文書は不存在である旨を明らかにすると、「本件建物は何らかの指導を必要とするものではなかった」との事実が開示され、どちらにせよ本件建物所有者に関する情報が他者へ開示されることに他ならない。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることが、条例第 7 条第 1 号柱書に掲げる不開示情報を開示することとなると考えられる。

### 3 条例第 9 条該当性について

条例は、第 7 条各号に掲げる不開示情報については開示対象から除外しているが、第 9 条において「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第 7 条第 7 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」として、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められるときに一定の裁量を認めている。

しかしながら、第 5、2、(2)、イで検討したとおり、開示しないことにより保護される本件建物所有者の社会的信用・評価を明確に優越する程度に開示することによる利益が存するとは判断し難いことから、処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、本件処分が条例第 9 条に反する違法な処分であるとは認められない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「本件建物の所有者は建築基準法に違反している者であり、審査請求人は何度も市建築指導課に対して是正指導を求めてきたが何ら改善されず、隣接する建物所有者である審査請求人の利益を害してきた」「本件建物の所有者に保護すべき利益は存しない」「令和 4 年 1 2 月 1 4 日に本件建物からの出火により、審査請求人所有の建物も全焼する被害に遭っており、本件対象文書の開示はその解決のためにも必要」と主張する。しかしながら、行政文書の開示請求制度は、何人も請求することができるものであり、ひとたび開示の決定がなされれば、請求者に限らず、何人に対しても開示がなされるものである。したがって、条例が定める要件を検討するに際しては、国民一般に保障された憲法上の知る権利を超えて、請求者の個人的な権利及び利益並びにこれらを保護すべきとする個別的な事情が考慮される性質のものではなく、また、考慮すべきであるともいえない。この点は、個人の権利救済を目的とした手続（例えば民事訴訟制度等）とは、趣旨を全く異にするものである。自らの権利の救済のために特に情報の開示が必要というのであれば、別途、そのような権利救済のための手続（例えば、民事訴訟法第 2 2 1 条以下の文書開示命令制度等）によるべきであることを申し添える。

5 まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見受けられないため、前記第1  
のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美